

千葉県環境審議会 企画政策部会
議 事 録

日時 平成26年10月31日(金)
午前10時から12時まで
場所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

目 次

1. 開会	1
2. 環境生活部長あいさつ	1
3. 委員紹介	2
4. 県関係職員紹介	3
5. 企画政策部会長あいさつ	3
6. 議事	3
(1) 審議事項	
千葉県環境基本計画の見直しについて	4
(2) 報告事項	
次期千葉県地球温暖化防止計画について	31
7. その他	34
8. 閉会	34

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。
はじめに、資料の確認をさせていただきます。

次第

座席表

出席者名簿

千葉県環境基本計画の見直しについて 諮問と付議

資料1-1 千葉県環境基本計画の見直しの概要について

資料1-2 千葉県環境基本計画の見直しについて

資料1-3 千葉県環境基本計画〔改訂版〕(案)

資料2 次期千葉県地球温暖化防止計画について

参考資料 千葉県環境審議会関係法令等

でございます。

以上の資料で不足しているものがございましたら、準備しております。よろしいでしょうか。

本日は、委員総数10名に対しまして、現時点で7名の委員のご出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(傍聴人 入室)

2 環境生活部長あいさつ

司会 開会に当たりまして、千葉県環境生活部、中島部長からごあいさつ申し上げます。

環境生活部長 皆様、改めまして、おはようございます。環境生活部長の中島でございます。どうかよろしく願いいたします。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、本日は審議会にご出席をいただきま

して、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政の推進につきまして、格別のご指導、ご協力を賜っておりますことを、改めてお礼申し上げますように思います。

現在の環境基本計画でございますけれども、平成20年に策定をいたしました。

計画を策定いたしましたしてから、既に6年が経過したわけでございます。この間、環境を取り巻く問題、様々なことが新たに発生してまいりました。更には、震災後、発生したところでございます。

そうしたことも踏まえて、本日は、こうした新たな環境問題への対応ですとか、個別計画の策定、あるいは、見直し、さらには、法令改正の内容などを盛り込みました見直し案を策定させていただきました。この審議会におきまして、この見直し案について、ご審議いただきたいと考えてございます。

また、次期の千葉県地球温暖化防止計画でございますけれども、この計画は、本来22年3月に一旦、終期を迎えたわけでございますけれども、その後に発生いたしました東日本大震災の関係もございまして、この間、策定を見合わせておりました。

来年、平成27年には、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みの合意も見込まれております。こうしたことから、先般、計画策定に向けまして、基礎調査に着手させていただきました。

本日は、この経緯と今後の予定などについても、ご報告をしたいと思います。

委員の皆様方には、ぜひ、忌憚のないご意見を寄せていただき、ご審議いただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、冒頭のご挨拶といたします。本日は、どうか、よろしく願いいたします。

3 委員紹介

司会 次に、本日出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。ご紹介はお名前のみを申し上げますさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

企画政策部会長の榛澤 芳雄 委員でございます。

亀田 郁夫 委員でございます。

倉阪 秀史 委員でございます。

瀧 和夫 委員でございます。

飯田 和子 委員でございます。

桑波田 和子 委員でございます。

小関 常雄 委員でございます。

また、池邊委員、佐々木委員、木原委員におかれましては、所用により本日はご欠席との連絡を受けております。

4 県関係職員紹介

司会 続きまして、県関係職員を紹介いたします。

矢沢 環境生活部次長でございます。

山崎 環境政策課長でございます。

神部 環境政策課政策室長でございます。

森 環境政策課副課長でございます。

司会は、環境政策課政策室の小沢が務めさせていただきます。

5 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは、審議に入るにあたり、榛澤部会長にごあいさつをいただきたいと存じます。

榛澤部会長 おはようございます。

皆様方には足場の悪いところ、また、お忙しいところ、この審議会にご参加いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど、部長さんからお話のございましたとおり、本日の議題は、県からの諮問を受けました「千葉県環境基本計画の見直しについて」と、「次期千葉県地球温暖化防止計画」の報告となります。

皆様方の忌憚のないご意見を、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきますと思います。

司会 どうもありがとうございました。

6 議 事

司会 それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、榛澤部会長をお願いいたします。

榛澤部会長　それでは、これより千葉県環境審議会企画政策部会の議事に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人には、倉阪委員と飯田委員によろしくお願いいたします。それでは、議題に入ります。本日の議題は、審議事項1件、報告事項1件でございます。

(1) 審議事項

千葉県環境基本計画の見直しについて

榛澤部会長　はじめに「千葉県環境基本計画の見直しについて」ですが、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、会長からこの企画政策部会に付議されております。

事務局からご説明よろしくをお願いいたします。

神部環境政策課政策室長　環境政策課の神部と申します。よろしく申し上げます。

お手元の資料1-1をご覧ください。

見直しの概要につきましては、資料1-1に纏めています。なお、これからのご説明については、より、細かく内容を記載しています資料1-2と資料1-3により行わせていただきます。

それでは、資料1-2の1ページをご覧ください。千葉県環境基本計画の見直しについて。1としまして、現計画の進捗状況ですが、県では、本計画を20年3月に策定し、ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく、を目標に、各種施策の推進に取り組んできました。

また、計画の着実な推進を図るため、毎年度、進捗状況の点検、評価を行い、その結果を年次報告書として取りまとめ、学識経験者や住民の代表者等で組織されている千葉県環境審議会へ報告し意見を伺うなど改善に努めてきました。

なお、直近の平成24年度年次報告書におきまして、点検、評価を実施したところ、一部、順調に進捗していない指標もあるものの、全般的には目標達成に向けて進展が見られる結果となっております。

2として、今回の見直しの背景でございます。

23年3月11日に発生した東日本大震災によりまして、本県にも新たな環境問題が生じております。中でも、福島第一原発事故に起因いたします放射性

物質への対応は、本県はもちろん、我が国が初めて直面した重大な課題となりました。

また、東日本大震災に起因する電力不足と相まりまして、温室効果ガスの排出量削減に資する太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や省エネルギー、節電の一層の促進が課題となりました。

さらに、埋立地など県内各地におきまして、液状化―流動化現象が発生し、建物、道路、上下水道等へ被害を及ぼしましたが、そのメカニズムについては、いまだ十分に解明されているとは言えません。

また、これ以外にも、計画策定以降、新たに顕在化してきた環境問題がございます。

まず、大気汚染の一つの原因となり、21年9月に環境基準が定められました微小粒子状物質、PM2.5につきましては、監視や発生メカニズムの解明、対策の検討が求められています。

また、敷地を鉄板等で囲み自動車リサイクル法等に違反した行為が行われております、いわゆる「不法ヤード」については、生活環境への悪影響が懸念されますとともに、自動車盗などの犯罪の温床ともなっていることから、ヤード運営の適正化を図る必要があります。

また、大気汚染防止法改正をはじめとした各種法令改正、千葉県バイオマス活用推進計画の策定等の新たな個別計画の策定、見直しなど状況も変化しております。

この計画を策定した際、概ね5年後を目途として計画を見直すとしていたことから、1の進捗状況も踏まえまして、現計画の基本的事項を踏襲しつつ、新たな環境問題に対応するとともに、個別計画の策定、見直し、法令改正等の内容を盛り込むため、計画の見直しを行いたいと思っております。

続きまして、2ページをご覧ください。

今回の見直しのポイントでございます。

まず一つとして、東日本大震災に起因する課題への取組として、まず、放射性物質による環境汚染への対応ということで、福島第一原発事故により、本県において生じた空間放射線量が高い区域への対応や、8千ベクレル/kgを超える放射性物質を含む下水道施設の汚泥やごみ焼却灰の処分などが大きな課題となりました。

県としても、県民の安全と安心を守るため、国や市町村と連携した取組の継続が必要です。

そのため、空間放射線量の監視体制の継続や、除染等の措置の円滑な推進、放射性物質を含む汚泥や廃棄物への対応について、計画に盛り込むこととし、新たに第3編第4章に、「第6節 放射性物質による環境汚染への対応」という一節を設けました。

また、新たな指標として「空間放射線量率」を設けました。

お手元の資料1-3の98ページをお開き頂きたいと思います。

98ページから新たに設けました「第6節 放射性物質による環境汚染への対応」ということで、今回、この太い破線で囲んでいる部分が今回の見直しにより、現行計画を変更ないし追加しようとするものでございます。

「現況と課題」におきましては、今、申し上げたようなことを整理しております。

次の「目指す環境の姿」としまして、「環境中の放射線及び放射性物質に対する県民の安全と安心が確保されています」としてあります。

99ページにいきまして、「みんなの行動指針」として、県といたしましては、県管理施設等の空間放射線量を適宜測定するとともに、新たに除染措置が必要となった場合には、適切に対応してまいります。

また、インターネット等により、県内の放射性物質に関する情報提供を行います。

また、放射性物質に関する一般的事項や県の施策等について、県民の皆さまからのお問い合わせに対応するため、電話窓口による相談受付を行います。

また、空間放射線量を県内8箇所のモニタリングポストで測定し、その結果を、県ホームページを通じて、リアルタイムで提供します。

県内10か所の地域振興事務所にサーベイメータを整備し、市町村等に貸与します。

大気浮遊じん、降下物、上水などにおきます放射性物質の核種分析を行い、環境中の放射性物質の状況を把握します。

また、公共用水域の水質及び底質について、放射性物質モニタリング調査を実施し公表してまいります。

また、県内の海水浴場等について、海水中の放射性物質測定を実施し公表してまいります。

また、国や市町村等と連携して、県内の廃棄物処理の円滑化を図ります。

次の「県の施策展開」ですが、今、申し上げたものの具体的なことを書いておりますが、1の大気・河川・湖沼・海域等のモニタリング調査でございませ

県内8箇所のモニタリングポストで、常時測定を行い、公表していきます。また、市町村にサーベイメータの貸し出しなどを行っていきますなど、今、申し上げたこととなります。

続いて、100ページをお開きください。

2つめとして、県管理施設等の除染及びモニタリングということで、県管理施設等の空間放射線量を適宜測定するとともに、新たに除染措置が必要となった場合には、適切に対応していきます。

また、3の放射性物質を含む廃棄物への対応ですが、放射性物質濃度が8千ベクレル/kgを超える指定廃棄物の処理が円滑に図られるよう、今後とも国に対し協力していくとともに、一時保管を行っている市町村等を支援します。

また、8千ベクレル/kg以下の廃棄物についても、処理方法や安全性についての国民的な理解を得るよう、引き続き国に対し働きかけていきます。

また、新たに計画の進捗を表す指標といたしまして、空間放射線量率を定めたいと思っています。

目標、目標年度なのですが、毎年度、国が定める除染等の措置等の実施要件未満の状態。具体的には、そのすぐ下にありますように、0.23マイクロシーベルト/時となっております。

次に、資料1-2に戻っていただいて、2つ目の○になりますが、再生可能エネルギー等の導入促進です。

東日本大震災に起因した電力不足を契機に、エネルギーの分散、安定確保の必要性が高まり、環境負荷の低い太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー、節電の一層の促進が課題となりました。

そのため、24年3月に県で策定しました「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づく、県としての取組や市町村、県民、民間事業者に対する支援、周知啓発について、計画に盛り込みました。

また、新たな指標として「再生可能エネルギー発電設備導入量」を設けました。

資料1-3の20ページをお開きください。

第1節、温室効果ガスの排出量削減という節の中の記載になりますが、20ページの中段の「5 再生可能エネルギーの導入促進等」です。

24年3月に策定した「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づき、再生可能エネルギーの導入や、既存エネルギーの高度利用、省エネルギー設備の整備を、全庁横断的な体制により支援して

いきます。

また、民間事業者による太陽光発電や風力発電等の導入に係るワンストップ窓口での相談や情報提供を行います。

また、地域による主体的な太陽光発電や風力発電等の活用の取組を支援します。

その下の下の段、気象・海象条件に恵まれた本県での海洋再生可能エネルギーの活用を検討します。

21ページをご覧ください。

一番下の○になりますが、「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」を24年3月に策定いたしました。

これは、本県における再生可能エネルギーの活用を庁内横断的に推進するために立ち上げた、新エネルギー活用推進プロジェクトチームの当面の取組や体制を取りまとめた方策です。

この方策に基づき、民間事業者や県内市町村によるプロジェクト展開や、県民による省エネや再生可能エネルギー導入の取組を促進するとともに、県としても県有施設の活用などに率先して取り組んでまいります。

また、22ページをお開きください。

計画の進捗を表す指標として、一番下の段ですが、新たに再生可能エネルギー発電設備導入量を定めたいと考えております。

ここでいう発電設備導入量というのは、運転を開始している発電設備の発電能力量の合計ということになります。トータルで、24年度の現況357MWに対して、30年度の目標3千MWといたしまして、下の★3にも記載しておりますが、千葉県の総世帯数の消費電力の概ね5割、半分に相当する発電規模を目指すこととしたいと考えております。

なお、基準年度につきましては、現在25年度のバイオマス発電の実績を取り纏め中でございまして、次回、1月の際には、現況の値を25年度の数値に時点修正させていただきたいと考えております。

この発電設備導入量ですが、太陽光発電設備導入量と太陽光以外の再生可能エネルギー発電設備導入量の合計となっております。

まず、2段目になりますが太陽光発電設備導入量は、現況155MWに対して、30年度の目標を2,727MWとしております。これは、まず出力10kW以上の、いわゆる発電事業用のメガソーラー等につきましては、これまでの発電設備認定量が約3,100MWにのぼっています。その一方で、今年度におきます買取価格

の引き下げや、出力50kW以上のものについては、認定要件が厳しくなったり、県南部におけます送電網の接続制約等により、認定量の伸びが大幅に減少しているような状況があります。

そういったことを踏まえますと共に、出力10kW未満の住宅用のものについては、先ほど申し上げましたように50kW未満となりますので、認定要件の強化だとか接続制約等は、ございませんことから、現状の伸びが今後も継続することを見込みまして、合わせまして、2,727MWと見込みました。

また、その下の太陽光以外の再生可能エネルギー発電設備導入量については、現況202MWに対しまして、30年度の目標を273MWとしております。

これは、現況の導入量に加えまして、風力発電やバイオマス発電で県に対して新設の相談のあったものなどを新たに見込んで設定いたしました。

また、資料1-2の2ページに戻っていただきまして、一番下の液状化-流動化メカニズムの解明です。

東日本大震災時には、埋立地等において建築物、道路等に被害を及ぼしました液状化-流動化現象が発生しましたが、その発生メカニズムは十分に解明されておられません。

新たな調査手法を導入した液状化-流動化メカニズム解明への取組や、有効な情報の提供について、計画に盛り込みました。

この項目については、下にございますように、「良好な地質環境の保全」という節と、「環境情報の提供と調査研究体制の充実」という2節に分けて記載させていただいております。

それでは、資料1-3の90ページをお開きください。

第4節、良好な地質環境の保全の中で、「現況と課題」の中段部分ですが、この発生メカニズムについては、十分な解明には至っていませんという記載しております。

また、92ページをお開きください。

液状化-流動化メカニズムの解明のための資料収集ということで、解明のための基礎資料となります液状化部分と非液状化部分の地層を連続的に把握するための地層断面調査、また、人工地層の地下水位を把握するための地下水位観測井の設置及び地下水位の観測を行います。

続きまして、127ページをお開きください。

2番ですが、行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築ということで、液状化-流動化問題など新たな課題に対してはプロジェクト体制で対応するな

ど、調査研究の充実を図ります。なお、液状化―流動化問題については、先ほど説明いたしました調査内容になりますが、新たな調査手法を導入し、発生メカニズムの解明に取り組むとともに、有効な情報を提供しますということになっております。

資料1－2の3ページにお戻りください。

(2)といたしまして、新たに顕在化してきた課題への取組です。

一番目として、ヤードの適正化です。

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われています、いわゆる不法ヤードは、土壌や地下水の汚染など生活環境への悪影響を及ぼすことが懸念されるばかりでなく、自動車盗など犯罪の温床にもなっています。

自動車リサイクル法など各種法令に則ったヤードの適正な運営が行われるよう、県不法ヤード対策協議会を通じ、関係機関との連携と、ヤードの適正化を図るための条例の制定や、それに基づく取組等を計画に盛り込みました。

資料1－3の56ページをお開きください。

第1節、3Rの推進。「現況と課題」の一番下で、今申し上げたようなことを記載しております。

また、59ページをお開きください。

中段になりますが、対策協議会を通じて関係機関との連携を図るとともに、条例を制定し、ヤードにおいて自動車部品の保管等を行う者に対して届出を義務付けるほか、立入検査などを行います、としております。

また、資料1－2、3ページにお戻りください。

2つ目の課題といたしまして、PM2.5への対応です。

大気汚染の一因となるPM2.5については、まだその発生メカニズムは解明されておらず、21年9月に環境基準が設定されましたが、県内の環境基準達成率は低い状況にあります。

そのため、PM2.5の常時監視や県民への注意喚起、発生メカニズムの解明に向けた調査・分析や国等と連携した効果的な対策の検討について、計画に盛り込みました。

これも、下にございますように、良好な大気環境の確保と、環境情報の提供と調査研究体制の充実の2か所に分けて記載しております。

資料1－3の74ページをお開きください。

下の方の破線の段になりますが、PM2.5については、県内の環境基準達成率は低い状況にあります。

これを受けまして、78ページをご覧ください。

PM2.5に対する取組として、監視体制の充実であるとか、県民への情報提供、また、発生メカニズムの解明や、国等と連携しながらの効果的な対策を検討するとしております。

127ページをお開きください。先ほどの液化化―流動化問題と同じように、PM2.5についても、プロジェクト体制で対応するなど、調査研究の充実を図ることとしております。

続きまして、資料1-2の4ページをお開きください。

その他、今後に予想される課題といたしまして、一つ目として、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う産業廃棄物等への対応といたしまして、2020年の開催に向けたインフラや施設整備により、産業廃棄物等の排出量増加が懸念されることから、それらの適正処理の徹底と再資源化の促進を図る必要があります。これらの課題について計画に盛り込みました。

資料1-3の61ページをご覧ください。

今、申し上げた課題を61ページの「現況と課題」の最後に記載しております。

最後になりますが、資料1-2の4ページにお戻りください。

使用済み太陽光パネルの処理につきましてですが、導入が進んでいる太陽光発電について、国等と連携し、使用済み太陽光パネルの適正な処分と再利用の検討を進める必要があります。この課題について計画に盛り込みました。

資料1-3の20ページをお開きください。破線の段の2つ目、真中の段になります。今、申し上げた課題及び、適切な処分と再利用の検討を進める旨、記載しております。

また、この資料に書いておりませんが、今後のスケジュールでございますけれども、本日の諮問をさせていただきまして、来月、11月にパブリックコメント及び市町村への意見照会を予定しています。

その結果等や委員のご意見を踏まえまして、来年1月から3月までの間に本環境審議会からの答申を頂きまして、環境基本計画の改訂版を決定したいと思っております。

続きまして、今、申し上げた主な見直しのポイント以外の見直しの概要について、ご説明させていただきます。

資料1-3の49ページをご覧ください。

第5節、野生生物の保護と管理の「現況と課題」といたしまして、26年5

月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、鳥獣の管理を図ることが法律の目的に追加されたところです。このため、法改正により導入された新たな施策の活用も検討しながら、農作物等への被害防止、個体数管理等の対策を実施するとしております。

続きまして、68ページをご覧ください。第3節、バイオマス利活用の推進の中の話になりますが、バイオマス利活用の総合的、計画的な推進として23年7月に策定した「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づきまして、バイオマス活用を推進します。

まず、一つとして、バイオマス活用に必要な基盤の整備を進めます。

(2)といたしまして、バイオマスの原料利用の拡大、入口対策を進めます。

(3)として、バイオマス製品の利用促進、出口対策を進めます。

(4)として、バイオマス活用に係る調査研究及び普及を進めます。

また、(5)として、バイオマス活用推進計画の推進体制を整備いたします。

また、その下に書いてある関連する個別計画として、今、引用しました活用推進計画ですけれども、それまでの「バイオマス立県ちば推進方針」を発展的に解消し、更なるバイオマスの活用の拡大を図るため、今後のバイオマス活用の推進方向と施策を示した計画でございます。

続きまして、77ページをお開きください。

良好な大気環境の確保の部分になりますが、「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」により、県北西部の16市において、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質を削減します。

また、「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」により、特に、ディーゼル自動車の排出ガス対策、低公害車の普及拡大、温室効果ガスの排出抑制対策に重点的に取り組めます。

79ページをお開きください。今、申し上げました二つの計画と方針ですが、総量削減計画は、25年3月に策定いたしまして、32年度までに環境基準の確保を目標としています。

また、その下の基本方針ですが、24年3月に策定いたしまして、自動車環境対策へと視点を広げ、関係機関が協働して取組を進める方向性を定めております。

続きまして、81ページをお開きください。騒音、振動、悪臭の防止に関するものですが、市は、騒音、振動、悪臭について、法令に基づく地域指定や規制基準の設定を行います。

また、市は、幹線道路などで自動車騒音の常時監視を行い、結果を公表します。

これは、平成24年度から権限移譲により、これらの権限が県から市に移譲されたことによる変更でございます。

続きまして、資料の88ページをお開きください。

これは、良好な水環境の保全の部分ですが、関連する個別計画として、「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」及び「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」が24年3月に策定され、第6期にバージョンが変わりました。

また、その下の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」につきましては、24年2月に策定され7期目となります。

また、その下の「手賀沼水環境回復行動計画」については、25年3月に見直しを行いました。

また、その下の、これが実は、いわゆる新規の計画になりますが「印旛沼流域水循環健全化計画」、平成22年1月に策定ということで、流域住民や行政をはじめとする全ての関係者の役割分担を明確にした計画となっております。

また、その下ですが「全県域汚水適正処理構想」については、22年度に見直しを行っております。

続きまして、資料の122ページをお開きください。

環境影響評価制度の充実の部分でございますが、環境影響評価法の関係です。法の施行から10年を経て、環境影響評価法が23年4月に一部改正されています。この法改正によりまして、事業計画の検討段階における手続や、環境保全措置の結果の報告、公表手続が追加されました。

また、近年は、老朽化した火力発電所設備を最新型の省エネルギー、温室効果ガス削減等を伴う最新型高効率設備の更新であるとか、風力発電所の設置に伴う環境影響評価手続の迅速化のため、国からも、審査期間の短縮に努めることなどが求められています。

県では、こういったことを踏まえ、より効率的、効果的に対応していくことが重要となっております。

125ページをお開きください。県の施策展開といたしまして、環境影響評価に係る審査の迅速化ということで、今申し上げたようなことを受けて、地域の実情を踏まえ、従来の手続の質は維持しつつ、全国の事例などを参考にしながら、審査期間の短縮に努めますと記載しております。

続きまして、資料の132ページをお開きください。ここからは、今回の改

正後に見直しを行った指標についてご説明をさせていただきます。なお、これにつきましては、お手元に現行の基本計画の冊子を配っておりますので、これの179ページをお開きいただきますと、現行の計画の目標と今回の計画の目標の違いとが分かるということで、その辺を併せて説明させていただきます。

まず一つ目になりますが、132ページの中段です。森林などによる二酸化炭素吸収の確保ということで、目標年の目標10か年累計10,105ヘクタールとしております。これは、現行の計画が、平成24年度4,450ヘクタールとなっておりますが、その後、新たな29年度までの計画が策定されたことにより、10か年累計10,105ヘクタールと変更するものです。

次に、133ページをお開きください。県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」のモニタリング件数ですが、これにつきましては、現行の計画では、生物多様性モデル事業の実施数となっております。この現行のモデル事業につきましては、平成20年度から22年度の3年間で目的を達成したということで終了していることから、この度、新たに、県民参加によるモニタリング事業ということで、「生命のにぎわい調査団」のモニタリング報告件数を現況、25年度30,400件に対して、30年度累計50,000件とするものでございます。

また、その下の農用地面積ですが、現行の計画では、平成29年度130,100ヘクタール以上を確保するということになっておりますが、今回の改正で2,000ヘクタール引き下げることとなりますが、128,100ヘクタール以上を確保します。この128,100ヘクタールというのは、現在、下の★3にも書いてありますが、この数値は、政策企画課の方で所管しております「第4次千葉県国土利用計画」の数値を目標としておりまして、これについて現在、128,100とする見直しが行われているということで、このような変更となっております。

次に、135ページをお開きください。光化学スモッグ注意報の年間発令日数についても、今回、目標を変更しております。現行の計画が、平成22年度に発令日数を半減して、平成30年度に更なる削減としております。しかしながら、これまでの間、光化学スモッグ注意報につきましては、気象条件等に影響されるようなことも多く、今現在、注意報発令日数の半減、10日になるのですが、それをクリアした年度が、まだこれまでの間、1年しかございませんということで、なんとか30年度には毎年半減できるような形にしたいということで変更しております。

その下の、低公害車の普及台数です。これにつきましては、★4と書いてあ

りますが、次の136ページの欄外をご覧ください。★4といたしまして、低公害車の普及台数は、国の集計方法に基づいて集計していますが、24年度から国の集計の対象となる低公害車は、より低燃費かつ低排出ガスのものにされています。

つきましては、今回の見直しで、よりハードルの高いといえますか、低公害車の水準に合わせまして、24年度の25万台という現況に対して、30年度77万台という目標を設定したいと思っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

非常に広範囲な内容となっております。これは全体的なものについては、後から皆様からご意見を事務局へいただくとしたしまして、今回は、この見直しのポイントに焦点を合わせていきたいと思っております。

で、縷々ご説明があったわけですが、まず(1)東日本大震災に起因する課題への取組と、それから(2)新たに顕在化してきた課題への取組、ここがまず、非常に長くなっておりますので、後半については、今回3箇所に分けてさせていただきますしたいと思います。

まず、はじめにですね、放射性物質、それから、再生可能エネルギーと液化化について、まずご意見いただきたい。その後、ヤードの適正化とPM2.5。それ以外のご説明があった点について。という風に3段階でやっていきたいと思っております。いかがでございませうでしょうか。そうしませんと纏まらないんじゃないかという気がしますので、そうさせていただきます。

では、まず第1段階ですね。放射性物質による汚染、環境汚染ですか、3つありますが、この点について何かご意見を伺いたいと思っております。

はい、どうぞ倉阪委員。

倉阪委員 具体的な内容については、特に問題は感じなかったのですが。

放射性物質のところですね、計画を変えるという際に、基本的なその事項のところですね、第1編のいの一番のところ、この認識について、震災が挟まったのにも関わらず、何もこう変わらないのはどうなのかなという風に思いました。やはりこの放射性物質の話であったり、エネルギー基盤も変わらざるを得ないという話があったりとか、そういう話が、流動化の話や、液化化の話もあるのかもしれないけれども、始めの基本認識が変わるような大きな出来事だったのではないかなという風に思いました。ここについては、何らかの基本認識にも反映されるべきではないかなという風に思いました。

榛澤部会長 今のご意見に、事務局、何かお答えできますか。

神部環境政策課政策室長 お手元の資料1-3の改訂版と資料1-2を分けた形でお配りしているのですが、最終的には、資料1-2の内容を改訂版の中に盛り込んで、今いったような見直しの背景とかをきちんと基本計画の冊子の中に残すというか、記載するように考えております。

榛澤部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

次に再生可能エネルギーについて。

倉阪委員、お願いします。

倉阪委員 再生可能エネルギーについてですが、4点ほどございます。

まず、再生可能エネルギーの項目から若干離れるかもしれませんが、(資料1-3)20ページのところです、廃棄物の焼却余熱や工場排熱など未利用エネルギーの使用を促進しますと、これが書かれているのですが、具体的にどのような施策を千葉県はこれまでやってきたのかなと。せっかく膨大な資源が眠っているながら、その施策が弱いのではないかなと、ちょっと思いまして、そこはご質問したいところです。

そういうお話しをする背景としては、技術開発の方がかなり進んでおりまして、たまたま一昨日ですか、実証実験をやっているところを見に行ったのですが、廃棄物の処分業者が通常持っているようなフックロール車にですね、載せられるようなコンテナに熱を吸収させると。熱を運べるという技術開発が進んでおりまして。500kWhくらい、1時間に出力100kWなので5時間くらいかけて蓄熱をして、5時間くらいかけて温水を供給すると。それが30km圏内であれば運べると、そういった技術がもう出ております。

そうすると県下の産業廃棄物業者と処理業者の協力を仰ぎながら、熱を供給するような事業がもう展開できるのですよね。

ただ、はじめの設備投資がかなりかかるので、そのあたりは補助金が必要だということですが、千葉県で使えるような技術ではないかと思いつつ、視察をさせていただきましたので、ご紹介したいと思っております。これが1点目です。

2点目がですね、21ページのところ、新エネの話、庁内横断的に推進すると、20ページのところ5の関係各課とかたくさん書いてありますよね。これはそろそろエネルギー担当課を作った方が良くないかなと、これも提言です。

いろんなところに跨っているというのは、良いことではなくて、これはちょ

っとバラバラで推進力がないことの証だとも思いますので、それをご検討いただきたいと思います。

22ページのところの目標量のところですけども。こういう形で、ようやく設定されることにしたというのは、喜ばしいところです。47都道府県の中で千葉県だけが、遅れていたというわけですから、そこは喜ばしいのですけども。

発電だけで良いのかどうか。熱供給ですね。さっき再生可能エネルギーというと、地中熱であったり、太陽熱であったりというのが、千葉県で使えるわけです。

特に、地中熱については、千葉県にその業者がですね、地中熱の普及率というですね、千葉県は、意外と他の県よりも進んでおります。そういったところを、全然後押しをしてあげないというのはどうなのかなとちょっと思いました。

4つ目は、量です。数値が低いんじゃないかと、発電にしても、数値が低いんじゃないかと、

まず太陽光については、先程のご説明では、認定量はたくさんあるけれども、契約の制約とか、いろんな形で、入らないかもしれないと、認定量以下に抑えて設定されているとそういうご説明でしたけれども。逆なのですよね、この6年間くらいで、対応できるかどうかは分かりませんが、電力会社へプレッシャーをかけていかなければならない。

群馬県はですね、知事会の方をリードしてですね、この度、すばらしい提言をですね、電力会社へ出しています。再エネをもっと普及してほしい、そのための準備をちゃんとやるべきだ、情報公開をすべきだとか。

そういう形で、こっちで高い目標を設定して構わないんです。それで設定して、これをこう実現するために、電力会社へちゃんとプレッシャーをかけるくらいのそういう立場にあってほしいのですけども、逆に、電力会社にこうだからこれくらいの設定に抑えましたとか、ちょっとやるせない思いがあります。もっと頑張って貰いたいということですね、出来なかつたら、電力会社のせいにはすればいいんですよ。県だけでやる話ではないですから。県としては高い目標を掲げた方が良いんじゃないか。

太陽光以外についても、もっと入るのじゃないか。特に、バイオマス発電は、これは良いのか分かりませんが、大型のプロジェクトが、臨海部に計画をされており、市原では一番早めに、日本最大規模のバイオマス発電所が、開設されてですね、2年前の段階では、バイオマス発電は、千葉県は、トップです。日

本で一番です。

まあ、この後、どんどん雨後の竹の子のようにそういうプロジェクトが出てきていますから、また変わりつつあると思いますが。そういう動きもありますので、太陽光以外というとなら風力くらいかなということじゃなくて、バイオマスもありますし。

小水力はなかなか使えないと思いますけども、大多喜辺りで計画もありますから、もっとこの数値を高めに考えて貰いたいと思います。

以上4点でした。

榛澤部会長 はい、ありがとうございました。今の点について、事務局から願います。

神部環境政策課政策室長 3番目におっしゃいました目標値について、再生可能エネルギーの発電量だけではなくて、いわゆる熱利用についても定めるべきだところのご意見についてです。

県といたしましても、再生可能エネルギーは別に太陽光発電だけではありませんで、先生おっしゃったような太陽熱や地中熱利用の普及の促進も必要があると認識しております、この計画にも記載しております。

今回、指標として定めるに当たりましては、一つには現在、大規模に導入が進みつつあるということ、また、もう一つは、先程ご説明しましたが、目標が総世帯数の消費電力の概ね5割を目指すという県民に分かりやすい目標となっているということで、今回の見直しにおきましては、再生可能エネルギー発電設備導入量の指標ということにさせていただきたいと考えております。

また、4番目にご指摘のあったうちのまず一つ目、太陽光発電について、低いのではないかと、今回2,727MWに設定しましたが、これにつきましては、実は先程、既に発電設備認定量が3,100MWにのぼりますとご説明をいたしました。

ただ一方で、実は国の方で、今年の2月に発表されたのですが、24年度中に認定を受けたものについての現状ということで、場所、設備ともに定まっていないものが35%、設置を断念したものが7%、未提出1%ということで、そういったようなものが4割を超えていたと。国の方でも、そういったものについては、要件を確認して取り消しをしていくということで。

今年の4月からは、国の要件が非常に厳しくなりまして、50kW以上のものについては、認定してから6か月以内に土地と設備の確保が確認されないものは取り消すという形で、今年度から非常に厳しくなっております。

また、固定価格の買取単価も低くなっておりまして、ほとんど認定量が増えておりません。

ただ、逆にいえば、それまでのものについては、書類審査だけで本当にそこに建てられるものであるのかどうかとか、若しくは、資金的な審査が全くなかったということ。そういったことを考えると、認定されたものが全部発電にいくというのは、もちろん望ましいのですが、こういった状況を踏まえると、なかなか非常に厳しいのではないかと。

また、運転開始の伸び率も、これからもっと増えてくるのではないかと思いますけれども、毎年50万kW、毎月5万kW位になれば、平成30年度に2,727MWという目標に向けた見通しに大体沿ったような形の増加状況になりますので、実はこの、県としては、この2,727MWというのも相当大きな目標を掲げたつもりでございます。

また、2つ目のご指摘です。太陽光だけではなくて、それ以外のバイオマス等についてもっと上乗せできるのではないかというご意見です。

これについては、今回の見込みでは、バイオマス発電や風力発電については、環境アセスメントであるとか、若しくは、所轄する資源循環推進課にそういう設置計画について事前に相談、協議等の手続き等が必要になってまいります。そういったものがあるものについて、今回見込みました。

仮に、これからそういったものがこれから出てきた場合でも、今回の目標が、30年度末ということで、なかなかそれまでに、結びついていくのは難しいのではないかとということで、273MWという目標にしております。

ただ、当然目標で良しとするわけではなくて、もちろん可能であれば、それを上回ることを施策としては目指して取り組んでいきたいと思っております。

また、最初に先生の方からご質問のございました（資料1-3）20ページの廃棄物の焼却余熱や工場排熱など未利用エネルギーの利用の促進について、どのようにしているのかとのことですが、環境政策課の方で所管しているものとしましては、いわゆる制度融資がございます。環境保全資金、事業資金ということで、こういった焼却余熱や工場排熱など未利用エネルギーの使用を促進するような施設の新設であるとか、そういったものについては、資金融資の斡旋をするとともに、当該融資に対する利子補給も行っています。

それ以外ですね、廃棄物の焼却余熱ということで、何か廃棄物指導課か資源循環推進課の方で、何か県の取組として、何かお話しできるようなものがあれば、お願いしたいと思うのですが。

榛澤部会長 はい、よろしくお願いします。

鈴木資源循環推進課副主幹 資源循環推進課です。

循環型社会形成推進交付金ということで市町村には余熱利用施設を新たに付けるものについて、補助金制度というものがあります。

榛澤部会長 はい、一つお願いなのですがね、今、倉阪委員の方からご質問があった件について、それに対応する資料を作って、こういう背景だからこういう風になっているという現状を理解していただけたらと思うので、出来れば次回にそれを出していただければと思います。

倉阪委員 いや、資料を作るっていうのが目的ではなくて、もっと細かくこれを行っています、これやっていますということではなくて、折角、工場群を抱えているそういった余熱もある、そういった都道府県ですので、それを活用する施策をちゃんと世の中で判るように、打ち出していけないか。

榛澤部会長 それについても、ちゃんとした資料がなければ、それは判りませんよね。口頭だけでは、こういう何をやったものがあるから、こうなったという。

倉阪委員 これは、スタンスの話だけなので。

細かく融資をやっているというのは、どこでもやっているのかもしれないけれども。重点的に展開するような技術も動き始めています。それを活用するような施策を検討して貰えないか。これは、一つの提案なので、これまで、こういうことをやっているから、もう要りませんというのは、ちょっと、かなり不快な気分になるわけです。

榛澤部会長 それは、総論的なものでよろしいということになりますかね。

倉阪委員 色々と、新しい施策の芽があるので、活用して貰いたいということをご了解していただければ。

榛澤部会長 そういうものをきちんと書いていただきたい、ということですよね。

倉阪委員 このところで、今って、すぐに1月までに書く、または、パブコメに間に合うように立ち上げるというのは、多分できないのは、判っていますので、そこは施策として考えて貰いたいということです。

再生可能エネルギー導入量についても、出来そうなものを書くというのは、計画の思想としてどうなのかなと思います。(資料1-3 22ページ) ちょっと上の方を見ると、レジ袋を貰わないのは80%とか、できそうにないものも書いているわけですね。これも後で聞こうと思っていたのですけれども。ここだけ固めのものを書くのは、どうなのかなと思ひまして。

(太陽光発電設備導入量の目標) 2,727というのは、既存の認定を受けた業者

だけで対応できてしまうような話になるので、駆け込んで認定を受けた事業者だけで儲かって終わりなのか、というメッセージにもなりかねない。そこは気を付けていただきたいということです。

相談あるものだけ入れたというのも、それでいいのかな、ということでございます。もう少し、意欲的な政策をちゃんと付けてですね、これからは、大規模な事業者だけではなくて、地元のほうが主体的に色々な小さなところも使って行けるような、計画を立ち上げるような、そういったものに支援していただきたいと思います。

榛澤部会長 倉阪先生にお聞きしたいのですが、質問が2問あったのですが、大体、今のお返事でよろしいということでしょうか、回答を得たということでしょうか。

倉阪委員 それに満足しているというわけではございませんが。

榛澤部会長 判りました。

亀田委員、どうぞ。

亀田委員 再生可能エネルギーの項目だと思うのですが、この中には入っていないのですが、ちょっとお伺いしたいのが、エコとか、色々な排出量を減らすというがあると思うのですが、電気自動車というものがありますよね。電気自動車で、今、国の方も各県に補助金を出して、どんどん作っていくようになって、県の中でも何件でしたかしら、その数字と、その推進というものは。この中に入るかどうか、入らないのかな、と思ったので、お伺いします。

次に太陽光のパネルなのですが、（資料1-3）20ページにも、パネルが最後に使用済みになったときどうするかというのは、今、見ても、大きな問題だと思います。もちろん、国の動向とかあるのですが、個人対個人の契約でやっているところもたくさんある、県の中でも、それを推奨する部署もありますよね。その中で、県も森林を守るだとか、田んぼを守るだとか、色々なことをここにも書いてありますけれども、国の意向もあるのですが、県として何かしら、中には知識もない人もいますので、どうやって、その辺のところを考えたらいいかなどということをお答えいただきたい。

今の数字なのですが、色々な所に数字が出ています。倉阪先生から話がありましたが、（太陽光発電設備導入量の目標）2,727というのは、本当に達成できるのかなと自分は思っていたのですね。50kW以上は、なかなか難しい。家庭用でこれから、そのことができるのかなと、今、思っております。

その他に色々な数字が出ていますが、除染の目標だとか。その中で、お

伺いたいのが、これは、前から申し上げたのですが、（資料1－3）132ページの森林などの二酸化炭素吸収量の確保というのがありますけども、現況18年度の636が間伐実施面積と書いてある。そして、1万105ヘクタールが29年度までの10カ年累計になりますけども。この数値と、多分、合っていると思うのですが、今、農林水産部の方で、間伐ということで考えたときの数値が出ていていると思うのですが、それと合っているのかなと。その辺のところをお伺いしたい。後、（3編2章）3節のところの森林とか農用地面積の出し方、（3編1章2節）間伐に関しての、農林との整合性をお伺いしたい。

榛澤部会長 回答をお願いいたします。

神部環境政策課政策室長 初めに、森林関係について申し上げます。

この目標値について、農林水産部の計画との整合性が取れているのかとのご質問ですが、これは、森林課で作っております千葉県農林水産業振興計画の数字と整合性を取っております。

（農用地面積の目標）128,100ヘクタールに引き下げた算定根拠についてのご質問ですが、これは、政策企画課で所管しております国土利用計画の見直し中の面積ということで、実際に農地の減少が進んでしまっていることを踏まえてのことだと思っておりますが、農用地面積の現状を踏まえて、やむなく下方修正している形で今、見直しをしているのかなと捉えております。

続きまして、太陽光パネルの将来的な、廃棄されたものの適正な処理に関してで、ございますけれど、これについては、新聞でも一部報道されたのですが、国におきまして同様な問題認識を持っておりまして、リサイクルのモデル事業を今年度の夏から開始しております。その結果を踏まえて、全国共通の問題ですので、国として、今後、廃棄される太陽光パネルの適正処理の実現に向けたロードマップを作成して、段階的にやっていくとの報道がされています。県といたしましても、協力ないし、必要があれば意見を申し上げるとか、そういう形で適正なリサイクルに努めていたいと考えています。

また、最初にご質問のございました、電気自動車の普及等について、どうなのかということですが、資料1－3に幾つか書いておりますが、例えば75ページをご覧ください。

「みんなの行動指針」の事業者のところで、電気自動車等の導入に努めます。後、市町村・県の所におきましても、電気自動車等の低公害車を率先導入しますと。更に具体的には、77ページをご覧くださいますと。「県の施策展開」ですが、2番、自動車排出ガス対策の4ポツ目、天然ガス自動車、電気自動車

等の低公害車や低燃費車を普及促進するため、県公用車に率先導入するとともに、民間事業者における導入を支援します。という形で、電気自動車導入についても非常に重要な施策と考えて位置付けているところでございます。

亀田委員　今、県の目標は幾つでしたっけ。

北橋大気保全課副課長　商工労働部の方で、ビジョンというものを作っておりまして、その目標数が589個所ということになっています。

これは、常に動いているのですが、今、国への申請等のあるもののトータルが372になっています。

榛澤部会長　亀田委員、先ほどのご説明でよろしいですか。

他にございますか。

瀧委員　私の方から、何点か。まず、農用地面積が（目標）128,100ヘクタールですが、135,100ヘクタールからこうなった。これは、農林水産部からの数値でこうなったという話ですが、水循環ということを見ると、非常に大きな変化ではないでしょうか。これによって、千葉県内の水循環が相当変わってくる可能性があります。その辺りを、どのように修復していくのか、あるいは改善していくのか。その辺りは、どこかで出るのでしょうか。

それから、倉阪委員の方から、お話ありました再生可能エネルギーの件について、例えば（資料1-3）22ページの表。色々見方があるでしょうが、MWと表現すると、当然、現在の産業なり生活の中では、電力という形で整理されることが多いと思います。再生可能エネルギーとなると、熱とか、ガスとか、こういうことになりますと、大方の部分は、カロリーという考え方、そういうイメージが強いと思うのです。電気と熱というものを統一したような単位で表現することはできないでしょうか。例えば、ジュールだとか、カッコ書きでも、そういう単位で表現すると、電気というもの以外でもイメージしやすくなると思うのですが。

そういう観点から見ますと、この表の最後の「太陽光以外の再生可能エネルギー」、太陽光以外といっても、それ以外のカウントできない部分が太陽光以外のものだと、そういうイメージを持たれますので、例えば、ガスだとか、熱とか、そういう文言が入ってくるような形がよろしいのではないかなと思います。そうすると、風の方は、現在使われているのは、発電という電気の方ですから、太陽光、あるいは風力、そのような書き方の方が良いのではないかなと思うのです。いかがでしょうか。

榛澤部会長　よろしくお願いします。

神部環境政策課政策室長　　まず一つ目の、農地が大幅に減少して、水循環について何かフォローしているかということですが、農用地面積の指標があるのが、「森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生」のところで、（資料1－3）39ページの現況と課題の一段目ですが、森林や農地は、農林業の営みと自然との調和を図りながら維持され、環境の保全、災害の防止、多様な生物の生息の場としての機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を果たしてきました、とありまして、農地そのものの環境面での価値といいますか、そういう所に着眼して、農用地面積を指標に設定させていただいておりまして、先生のおっしゃったことも重要な課題なのですが、そこまでは、今、申し上げたところからフォローしていないというのが実情でございます。

また、もう一つのガス、熱等を指標のところに入れられないかとのことなのですが、我々としては、県民に判りやすい指標ということで、先ほども申し上げたのですが、県の総世帯数の半分の発電規模を目指しますよというのが判りやすいのかなと考えたのが一つと、もう一つ、ガスや熱について、現況ないし目標という形で、その数値の設置ができるのかどうかについては、検討させていただきたいと思います。

瀧委員　　大体判りました。後半の部分は、よろしくお願いします。

前半の方については、多分、大きな問題になってくるとは思います。今、千葉県地図を見ますと、南の方については、開発という意味では、余り大きな変化はないだろうと思われれます。真中から北の方、これが都市化していかないと、千葉県そのものが持続できないのではないかなと思います。そうなりますと、そういうところに減反、減反ということになります。そういうしわ寄せが来る。そうなりますと、今、具体的に申しますと、印旛沼は、千葉県の工業地帯に相当量の水を供給し、それを基にして、千葉県は、第7位の工業生産力を持っているのですね。その辺りが、大分狂ってくるのではないのでしょうか。ですので、農林水産部の方からあるから、そうしましたでなくて、農林だけでは済まないということですね。その辺りを、もうちょっと、しっかりと見定めていただきたいなということです。今後とも、よろしく願いいたします。

榛澤部会長　　今のは、先生として、要望ということでよろしいのですね。本当は、推進論として一番必要なのですね。

瀧委員　　現段階としては、要望しかいいようがないので。

榛澤部会長　　今回はね。ですから、そういうことを注意していただきたいというこ

とですよ。ありがとうございました。

小関委員、どうぞ。

小関委員　これは、感想でございますけれども、（資料1－3）22ページの表についてですが、先ほどから目標値の設定方法について、色々と議論があったところですが、私も、相当ばらつきがあるのだろうなと思っています。

一番上の電気・ガスの使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量などは、まだ、エネルギーミックスも決まっていない段階でIPCCの目標値を目指して設定された、非常に高い目標だなと気がします。元々、目標値は、倉阪先生がおっしゃるように、高めに置いて、みんなが努力していくことが必要であろうと思います。その際に倉阪先生がおっしゃられたように、色々な施策が世の中に出てきていることまで、こういう基本計画に提案事項として書かれればよろしいのかなと思いました。

それと、20ページの囲みの3つ目でございますが、海洋再生可能エネルギーの活用を検討しますと。非常に興味深いことに触れられていますけども。どのようなことを、どこに、海側の方はどんなことを、今現在、どのような検討をなされているのか教えていただきたいと思います。

神部環境政策課政策室長　今、申し上げられた研究は、商工労働部産業振興課が事務局になって、今年6月に、県と学識経験者、漁業関係者をメンバーとして研究会を立ち上げております。今年度は、風力と波の発電の二つをテーマにしているのですが、それぞれの課題とか、導入したときのメリット、デメリットとか、そのような整理を、様々な立場の方の意見を聞いて、集約して、来年度以降、具体的な調査、研究をしていくと聞いています。

榛澤部会長　よろしいですか。

他にございませんでしたら、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

次の液状化と流動化メカニズムの解明でなにかございましたら、よろしくお願いたします。

（発言なし）

榛澤部会長　では、この件については、飛ばして。

桑波田委員　再生可能エネルギーのことで。

榛澤部会長　どうぞ。

桑波田委員　希望になってしまうのですが、再生可能エネルギーのところで、風力とか色々出ております。バイオマスの推進の中で、食についてのバイオマスの推進が見られているのですが、私たち、里山系で活動する中におき

ましては、竹の課題は、かなりありまして、県だけではなくて、全国的にかなりあるのだと思いますけども、バイオマスの一つの方向の中に、竹のバイオマス発電的な構想とか、そういうものを検討の中に入れていただければと思います。

市原の方でグリーンエネルギーの方が進んでいると聞いておりまして、やはり、そこに持っていくことができない状況があると聞いているのですけども、その方向で思っていますのと。後、竹林の整備、里山の整備ということで、活用することによって、新たに木を植えることで、CO₂の吸収の方にも関わってきますし、瀧先生が心配してらっしゃる水循環の指摘もかなり関わっているのかなと思っています。

偶々、昨日、テレビで野川の追跡をしております、野川の流域は、かなり流水が多い。スケールもとても大きな川なのですけども、そこには、森林の存在がかなり大きく、私の眼には映りました。

千葉県の課題である印旛沼の浄化の中にも、水の視点はとても大事だと思いますので、まず、一つは、竹の活用もバイオマスの方向で検討していただければと思います。

榛澤部会長　ありがとうございました。

飯田委員、どうぞ。

飯田委員　再生可能エネルギーのことなのですが、先日、紙おむつの燃料化ということで、お話を伺ったのですが、やはり、CO₂削減とかいうこともできることでして、これから老人が増えてきて、施設で、紙おむつはとても便利なものなので、これからは、増えていくのかなという思いもありまして、そういったところは、県は、どのように考えているのか、お伺いしたい。

榛澤部会長　どうぞ、よろしく申し上げます。もし、あれでしたら、次回にお答えして頂ければよろしいですね。というのは、時間がなくなってきましたので、すいません。

今の、液状化―流動化メカニズムについて、もしございましたら、またお伺いしたいということで、次のヤードの適正化について、何かございますでしょうか。ないですか。

では、PM2.5の方は、どうでしょうか。今、お気付きの点ございますか。

ここで、今、初めてお聞きになったことでございますので、お帰りになって、こういう点を加えたらどうかとか、そういう点がございましたら、事務局の方へお伝えしていただければありがたいということで、よろしいでしょうか。

倉阪委員 PM2.5は、PM10が小さくなっただけですから、施策としては継続しているはずですが。世間的に新しいものが、それも中国からやってきたみたいな報道がありますが、政策の流れとしては、継続的に、粒子状物質対策で微小粒子状物質まで注目されているので、測れるようにしましょうということですから、対策は、従来のものが多分効いてくると思いますので、そこが分かるように、継続性が分かるように書いた方がよいとちょっと思いました。

榛澤部会長 コメントどうもありがとうございました。それでは、それ以外の件について、例えば施策面についてございましたらご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

倉阪委員 それ以外の部分で、どうなっているのかという確認です。ひとつは（資料1-3）43ページです。

これは修正されていない部分ですが、三番瀬について、三番瀬再生計画に基づいてラムサール条約の登録を促進し、と書いてあります。私も10年くらい三番瀬の委員をやっていたのですが、委員でなくなって以来全く音沙汰がなく、どうなっているのか分からない状態で、今どういうふうに進捗しているのかが気になったのでお聞きしたいと思います。

これに関しては、多分、三番瀬だけではなくて、盤洲干潟もやらなければならないのかなと思います。国全体としてラムサール条約というか、愛知ターゲットを達成するために海域の保全区域を広げなければいけない、だから慶良間の国立公園を指定したわけですが、海域の保全対象としてはここに挙げられているような、千葉県の沿岸域で良好な所も入ってくるわけです。前々から思っていたのですが、干潟としては三番瀬より盤洲干潟の方が良好なですね。あれがあるから対岸の神奈川の人工干潟でアサリがわくわけです。そういうところを千葉県で抱えているわけですから、国の政策の流れの中で盤洲干潟も頑張ってもらいたいなと思います。これは2つめのコメントとしていただいても結構です。

3つめとしては、これも私が関わっていてどうなったのかというもので、22ページに戻りますけれども、レジ袋削減の話ですね。キャラクターも作って頑張ったのですが、その後どうなったのか。担当者が変わると政策が切れてしまうというのではちょっと困ります。30年度に80%という、この値は本当にいくのかなと思って見ているのですが、有料化をちゃんとやれば、有料化したところはここまでいくかもしれませんが、有料化といってもやらないですね。80%は無理だろう、残りはどうするのか、ということです。

3つコメントさせていただきました。

榛澤部会長 事務局どうぞ。

神部環境政策課政策室長 一つめの三番瀬のラムサール条約登録ですけれども、先生はご存知かと思いますが、登録の前提として、環境省が国の鳥獣保護区特別保護地区に指定する必要があります。そのためには地元の県、市町村、漁業関係者、そういった関係者の同意が必要で、県としても合意を得るために関係者と話し合いを続けています。

ここにある3漁協については、登録自体には反対しているわけではありませんが、登録する前に、青潮であるとか、東日本大震災で相当干潟が沈んでしまい漁場が悪化していることもあり、まずは漁場を良くしてほしい、漁場を良くしてから登録しましょうというような考えです。

地元の自治体はそれぞれ若干の温度差がありますが、漁業も重要な地元の産業ということで、やはり漁場の再生が先ではないかというような意見が多いと聞いております。全会一致でないと特別保護地区の指定には結びつかないので、なかなか難しい状況であると聞いております。

盤洲干潟の保全については自然保護課から何かコメントありますか。

見山自然保護課主幹 自然保護課でございます。

海域については、環境省が愛知ターゲットに向けて重要海域の抽出等の作業をしているところです。三番瀬はラムサールということで、鳥類ですけれども、干潟の保全は、海域ですので都道府県の権限がなく国が保護地域ということになり、一義的には国の方で保全を図るということになります。

海岸の陸域については、自然の保全が必要になる場所は県で検討ができると思いますが、海域については基本的には国でないと制度がないので、地元としては保全に向けて合意形成に寄与していくという形になります。

鈴木資源循環推進課副主幹 資源循環推進課でございます。

レジ袋削減については、県庁生協等においてもできるだけレジ袋を使用しないということで、エコバッグを利用するなどによるレジ袋の削減策についてお願いし、実施しているところです。

また、レジ袋等を含む容器包装の削減ということでは、九都県市でキャンペーンを実施して、できるだけ包装の少ない商品を購入してもらうなどの啓発を実施しています。

倉阪委員 県の計画にせっかく書いてあるので、県の政策をちゃんとやってもらいたいと思います。

三番瀬についてもお話しいただいた状況は十分、分かっています。なおかつここにも書いて残すわけですから。例えば漁場再生が先だといっても、世の中が注目して三番瀬を盛り立てていこうという気分にならないと漁場再生のためのお金も出てこないわけです。そういう説得の術というのが多分あるわけで、ただ頑張る、ではなくて、県で動ける範囲だと思ふのです。これは県の方がちゃんと頑張っていないのではないかと前々から思っています。

盤洲干潟については、制度がないというのは良い話であって、作ればいいわけです。県の条例などを作ることはできないのでしょうか。そこは取組としてやろうと思えばやれる範囲なのではと思います。

レジ袋についても、これだけ高い目標を掲げておきながら生協と九都県市でやっていますというだけではよろしくないと思いますので、さらに働きかけをしていただきたいと思います。

大手のスーパーでもレジ袋の有料化に踏み切っているところも出てきており状況も変わりつつありますので、自主的な取組だけではなくて、提携・契約を結んでスーパーマーケットはレジ袋を有料化するとか、他の自治体でやっているところもあるわけですから、千葉県でも高い目標を掲げた責任としてちゃんとやってもらいたいと思います。

榛澤部会長　　今のは提言でよろしいですね。やはり県としても、今の誘導するような考え方でいかがか、ということでございますので、そのところは考えていただいて、同時に、先程のエネルギー担当課を考えるのはどうかとか、制度的に新しいものを作ったらどうだとかいうこともございましたので、そのことも今後検討していただくということでもよろしいですね。

ではそれ以外にございましたら全体でよいのでよろしく願いいたします。

倉阪委員には最後にまとめてもらいますので。はい、どうぞ。

桑波田委員　　教えていただきたいのですけれども、(資料1-3)133ページの野生生物の保護と管理というところの目標で、県域から排除しますというのは、それで終わり、ということですか。目標の数値はない、ということでしょうか。

もう一つ、環境学習の目標の人数のところですが、現況が16,841人になっていて、目標として17,000人以上と、数値的にはかわいらしいです。内容を見ましたら、106ページに16,000人の大体の参加人数が出ています。エコメッセに関わっていて、かなりの人数が参加していただいているのですけれども、16,800人でプラスちょっとで17,000人、というのは少し寂しいかなと思いました。以上です。

神部環境政策課政策室長 30年度までに排除します、ということですので、言い換えれば、県域では排除対象がゼロ頭になる、ということになります。

桑波田委員 分かりました。

環境学習の方は17,000人で行くということですね。

神部環境政策課政策室長 目標達成すればよしということではありません。これは最低限のラインと考えていますので、できるだけ増やしていくように思っています。

桑波田委員 目標値の設定は最低部分と、高いところと2つ考えられますけど、文句ではありませんが、人数の目標としては、事業の絡みもあると思いますが、方向としてどうかと思ったので質問させていただきました。

神部環境政策課政策室長 他にも数値の見直しをしているところもございますので、委員のご趣旨を担当部署にも説明して、改めて担当部署と協議させていただきます。

榛澤部会長 他にございますか・・・ありませんか。倉阪委員、最後に何かございますか。

倉阪委員 もういいましたので、特にございません。

榛澤部会長 それではよろしいですか。

はい、瀧委員。

瀧委員 よろしいですか。要望になりますかね。これはPDCAサイクルで動かしながら目標値に近づけていく話でしょうが、例えば（資料1-3）133ページ、他もそうですけれども、原因と結果とか、要素と結論というか、そういうものがよく見えません。頭の中ではしっかりできているのでしょうけれども、それが相手にも見えるような書き方にしていきたいなと思います。

例えば133ページの生物多様性に向けた総合的施策の展開の項目で、生物が多様であるかどうかは、環境がそういう形になるかどうか、ですよね。それで、環境をそういう形にするよう改善していく、すると、生物多様性が自然と出来上がってくるというわけですから、生物多様性というのは結果になるわけですね。そういう見方で整理していただくと、県民の方々も良く理解できるのではないかなという感じがします。

それから、先程のレジ袋の例でいいますと、80%削減したことによって、私の生活がどうなるのか、何がプラスになるのかということが見える形になってくると、じゃあ協力しよう、我々もそれに向かって頑張らしましょう、ということになっていく気がするのです。

細かく読んでいないので記載してあるかもしれませんが、もしそういうことが入っていなかったら、そういう形にしていただけると非常にスムーズに進行していく気がするのでよろしく願いいたします。

榛澤部会長 そのとおりだと思います。原因と結果ははっきりしておいた方がよいと思います。

削減したことによって何が一体我々に帰ってくるのか、地球に対してどういうメリットになるのか、ということが必要ですので、そういった観点から、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

色々があるとと思いますが、時間の都合もございますので、終わらせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(2) 報告事項

次期千葉県地球温暖化防止計画について

榛澤部会長 次の議題に移らさせていただきたいと思います。資料2について説明をお願いします。

森環境政策課副課長 それでは、資料2の説明をさせていただきたいと思います。座って失礼させていただきます。お手元にございます資料2「次期千葉県地球温暖化防止計画について」という資料についてご説明いたします。今回、報告事項ということになっております。いずれ、次期千葉県地球温暖化防止計画につきましては部会の方に諮らせていただきご審議いただきたいと考えております。

今回につきましては、震災後の状況もあって、次期計画策定まで現計画を延長しておりましたが、現計画を改定していこうということで、計画改定に向けて作業に着手しましたので、その状況を説明させていただきながら、今後のご審議の参考にしていただければと思っております。

まず、概要でございますが、当初、22年までを計画期間としておりましたが、23年3月に東日本大震災がございまして国の温暖化対策の見直しが進められているということで、この部会にも諮らせていただき計画期間を次期計画策定までということで現計画を延長しているところです。

しかしながら、震災から3年を経過して、27年には新たな国際的な枠組みの合意も予定されているということで、県としましては来年度中の策定に向け

て計画策定の作業を進めていきたいということで、今回、委託調査ということで基礎調査を開始しているということです。

現行の計画ですが、平成18年の6月に改定しております。計画期間としては次期計画策定までということで、目標としましては温室効果ガスの排出量を1990年、平成2年に比べて0.8%削減しようとするものです。現状でございますが、直近のデータ平成22年になりますが平成2年に比べて2.6%増ということで目標の達成ができていない状況です。

次ページをご覧ください。

次期千葉県地球温暖化防止計画策定の流れということで、事務局で考えているイメージ図を添付しております。

平成26年度につきましては、現計画の点検・検証ということで基礎調査の中で事業者アンケートであるとか、施策の状況であるとかといった要因分析をしながら次期計画の施策の検討をし、来年度には骨子案、計画素案、パブコメ、最終的には計画案という形にして計画策定をしていきたいと考えています。

いずれかのタイミングで審議会においてご議論いただきたいと思っています。

次期計画のイメージとしては、背景・意義として、国内外の動向、温暖化の状況などを書き込みながら、千葉県の現在の状況として温室効果ガス排出量の状況、さらには、将来目標について設定していきたいと考えています。また、基準年、目標年をどう設定していくかもポイントになろうかと思っております。

対策、施策の例ですが、先程の基本計画にもありましたが、再生可能エネルギーの導入促進であるとか省エネ促進の各種施策などを盛り込んでいくことになろうかなと考えております。

続きまして3ページ目をご覧ください。

次期千葉県地球温暖化防止計画の策定のポイントということで、県の方で考えられるポイントを頭出ししています。

震災以降の状況の変化に対応ということで、今回の改定に当たっては、震災後初めての計画策定となりますので、震災後の状況の変化に対応していくことが必要であろうと1点目は考えています。

また、2点目として直近の国の動向、国際情勢の反映ということで現在では、温室効果ガス排出量について平成17年度比で3.8%減という暫定目標が示されていますが、今後のエネルギーミックスの進展を踏まえて見直すといわれておりますので、国の動向を注視していく必要があるだろう。それから国の目標とリンクするが国際的な枠組みの中での状況も考えていかななくてはならない

とっております。

3点目として、本県の特徴を踏まえた施策、計画ということで、震災以降のデータを踏まえて検討していかなければならない。

22年の温室効果ガス排出量の本県の特徴としては、産業部門の排出割合が高い、大規模事業所の排出量が全国一位である、家庭やオフィス等の業務部門の伸び率が特に高いという事実関係があるのだが、こういった状況の中で県として取り組むべき施策がどういったところにあるのか。

あるいは、温室効果ガス排出量は県全体について把握していかななくてはならないので、国の施策の中で動いていく部分についても勘案しながら、県の排出量について検討していかなければならないと考えています。

温室効果ガス排出量については現状、2.6%増ということでございます。平成23年度については集計中ですが、直近のデータもなるべく早く集計して新しいデータを用いながら計画改定を進めていきたいと考えています。

加えて、法定計画になりますので、現計画以降の法改正にも対応していかなければならないということで、計画で定める事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進等についても新たに盛り込むことになっておりますのでその点についても加えていかななくてはいけないということが策定のポイントになろうかと思っております。

繰り返しになりますが、今回は、次期千葉県地球温暖化防止計画の策定についてということで策定に向けた作業に着手したということをご報告させていただきながら、委員の皆様には、県の考えているポイントに加えて、委員の皆さんからのこんな視点も加えながら検討すべきであるといった意見等がございましたら、その点も踏まえて、今後、作業を進めていきたいと考えてございます。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

榛澤部会長 はい、どうもありがとうございました。今の説明に対して、ご質問をお願いします。

はい、倉阪委員どうぞ。

倉阪委員 国の目標を割り戻したような目標を作っても仕方ないので、県の特徴を踏まえて、県ができることを積み上げ式で、ここまでだったら県の施策が効果があるというところを書いてもらうとよいと。

大胆なことをいえば、国の動向にかかわらず、できることを着々と進めていかなければいけないと、だから、国の動向を待たずに進めていってもよかったと思います。できることをきちんと目標に反映できるように、それから国の施

策ではなくて、県の施策を用意するように考えていただければと思います。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

地球温暖化防止計画策定のポイントについてご説明いただき、これについて、倉阪先生のおっしゃったような県の特色を生かしたものを反映していただきたいということですので、この点について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、基本計画のポイントのところでは今後のスケジュールについて室長さんからもご説明がありましたけども、ここで、もう一度、繰り返させていただけます。これが終わりますと、パブリックコメントの方に参ります。それで、また、部会の方で審議されるわけですから、ここでのご意見は11月14日金曜日までに事務局に提出をよろしくお願ひいたします。

では、私の担当は、これで終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

7 その他

神部環境政策課政策室長 それでは、次回の本審議会の開催日程ですが、年明けの1月に開催したいと事務局では考えています。また、後ほどメール等で調整させていただきたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

また、例年行っております現行の環境基本計画についての年次報告、今回は平成25年度分になりますが、これにつきまして、例年どおり、11月中に各委員の皆様へ意見の照会をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

8 閉 会

司会 長時間のご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。ありがとうございました。

—以上—